

令和4年度 事後調査計画について

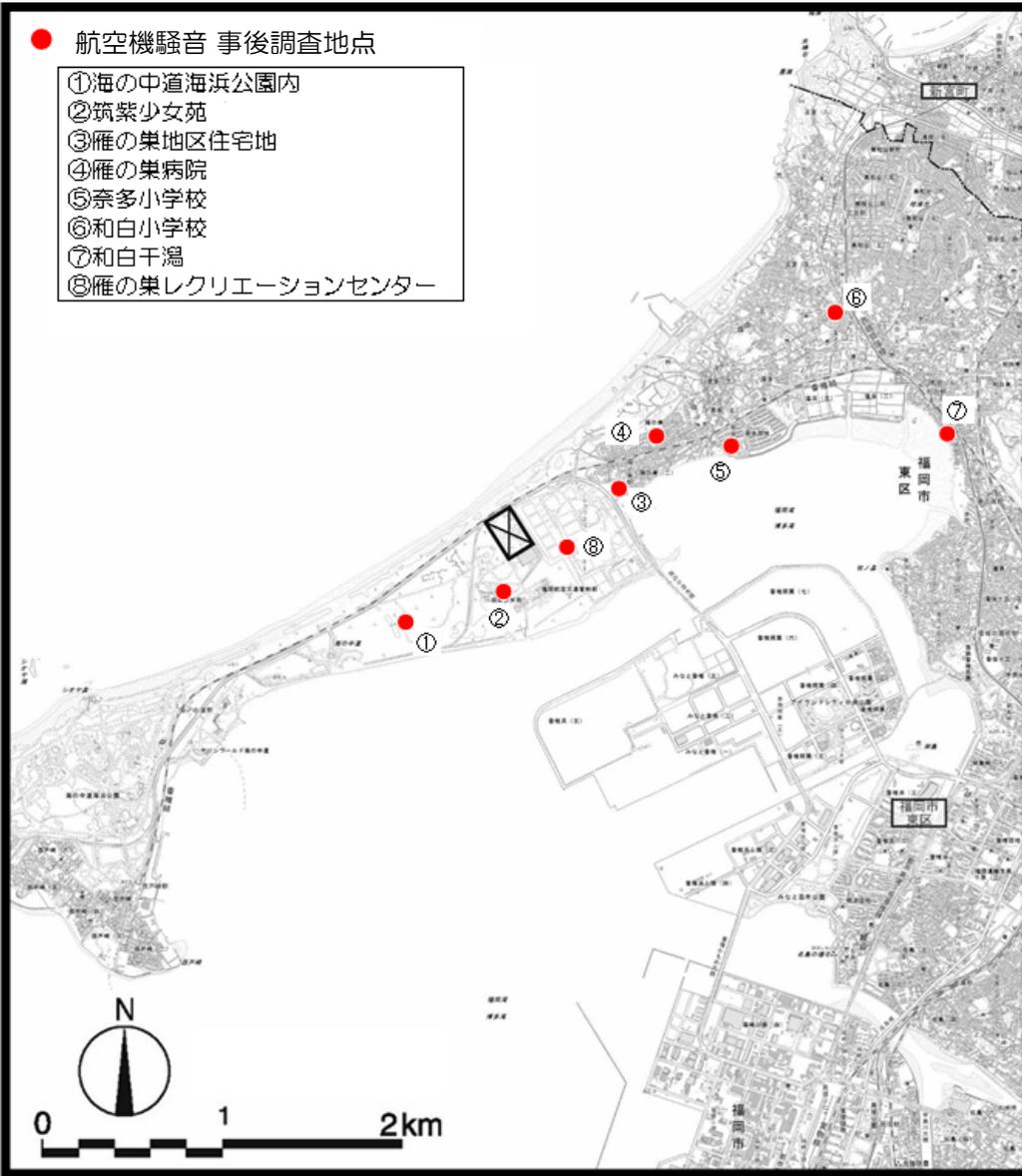
予測の不確実性の程度は小さいが、ヘリコプターの運航に係る騒音については、ヘリポート及びその施設の供用に伴い状況が変化するため、周辺環境に配慮して、事後調査を実施する。

ヘリコプターの運航に係る騒音の調査手法及び評価方法

調査項目	航空機騒音
調査方法	<ul style="list-style-type: none">①事後調査項目に係る環境の状況<ul style="list-style-type: none">・「航空機騒音測定・評価マニュアル」（令和2年3月 環境省）に記載された騒音の測定方法による現地調査②事後調査項目に係る環境保全措置の実施状況<ul style="list-style-type: none">・既存資料調査及び現地調査③飛行等の状況<ul style="list-style-type: none">・既存資料調査及び現地調査
調査地点	<ul style="list-style-type: none">①8地点 （環境影響評価手続きの航空機騒音調査地点）②③ヘリポート
調査時期及び期間	ヘリポートの施設の供用後、夏季及び冬季に各7日間、3か年実施
評価方法	<ul style="list-style-type: none">①「航空機騒音に係る環境基準」との比較②環境保全措置の確認③飛行等の実績の確認

● 航空機騒音 事後調査地点

- ①海の中道海浜公園内
- ②筑紫少女苑
- ③雁の巣地区住宅地
- ④雁の巣病院
- ⑤奈多小学校
- ⑥和白小学校
- ⑦和白干潟
- ⑧雁の巣レクリエーションセンター



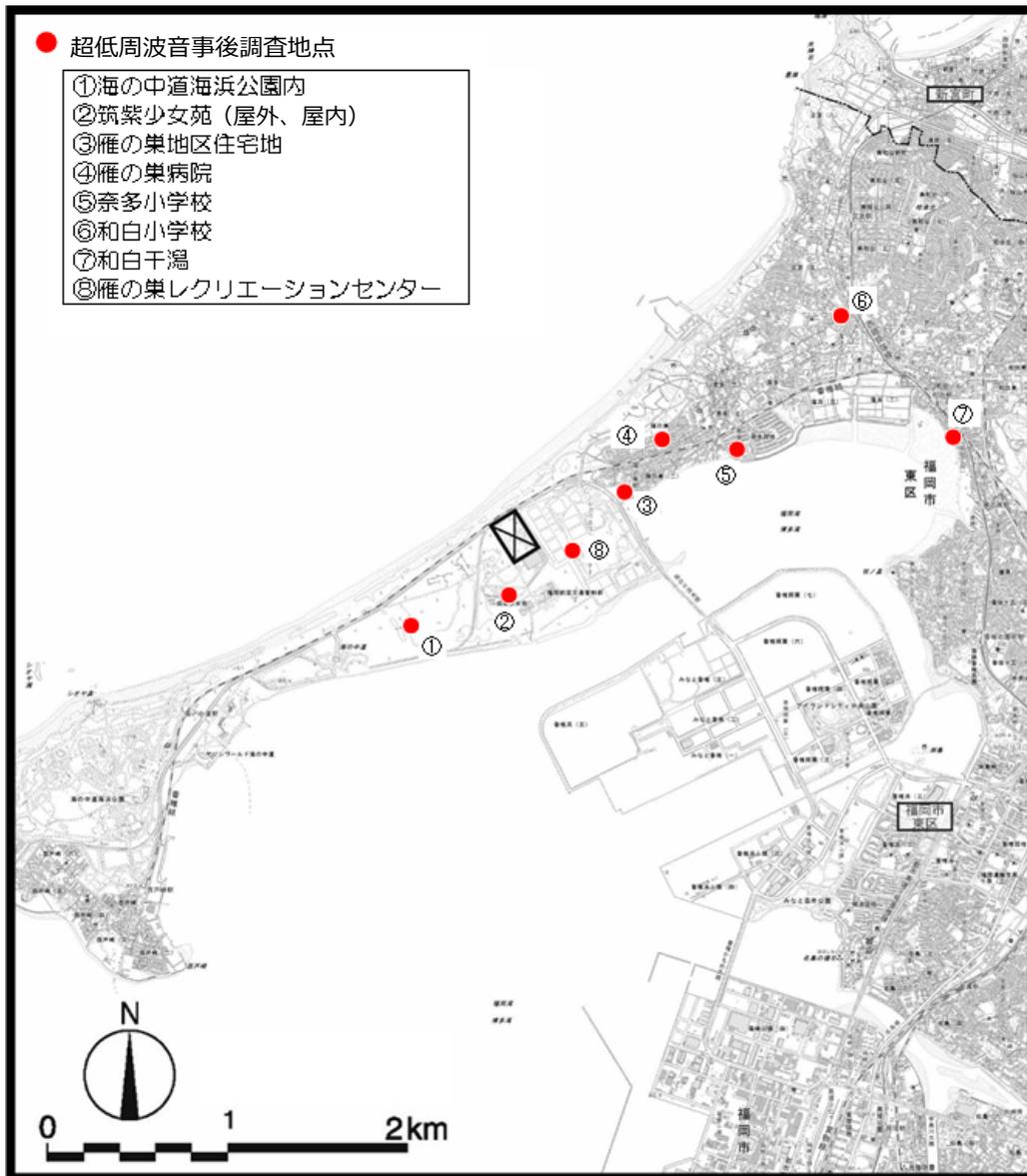
▼設置状況写真（参考）



予測の不確実性の程度は小さいが、ヘリコプターの運航に係る超低周波音については、ヘリポートの供用に伴い状況が変化するため、周辺環境に配慮して、事後調査を実施する。

ヘリコプターの運航に係る超低周波音の調査手法及び評価方法

調査項目	超低周波音
調査方法	<ul style="list-style-type: none">①事後調査項目に係る環境の状況<ul style="list-style-type: none">・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月 環境省）に記載された低周波音の測定方法による現地調査②事後調査項目に係る環境保全措置の実施状況<ul style="list-style-type: none">・既存資料調査及び現地調査③飛行等の状況<ul style="list-style-type: none">・既存資料調査及び現地調査
調査地点	<ul style="list-style-type: none">①8地点（※筑紫少女苑は屋外・屋内で測定） （環境影響評価手続きの超低周波音調査地点）②③ヘリポート
調査時期及び期間	ヘリポートの施設の供用後、夏季及び冬季に各2日間、3か年実施
評価方法	<ul style="list-style-type: none">①「評価書において示した環境保全目標とした目標値」との比較②環境保全措置の確認③飛行等の実績の確認



▼設置状況写真（参考）



福岡空港回転翼機能移設事業 環境影響評価に係る事後調査工程

	事前調査(任意実施)												事後調査(※「事後調査の実施」は評価書記載事項)																								
	2017年度 (平成29年度)				2018年度 (平成30年度)				2019年度 (令和1年度)				2020年度 (令和2年度)			2021年度 (令和3年度)			2022年度 (令和4年度)			2023年度 (令和5年度)【予定】															
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
■アセス手続き(事後調査)																																					
地元調整 (航空機騒音調査地点等)																																					
事後調査の実施	航空機騒音																																				
	超低周波音																																				
	動物(哺乳類・カヤネズミ)																																				
	動物(鳥類)																																				
	生態系																																				
事後調査報告書作成 次年度計画書作成																																					
事後調査委員会	事後調査報告書作成																																				
	委員会開催																																				
	挨拶・委員打診(訪問・連絡)																																				
審査関連	事前ヒアリング																																				
	事後調査報告書の提出																																				
	事後調査報告書の公表 (30日間)																																				
福岡市調整協議																																					
福岡市アセス審査会 (必要に応じて開催)																																					
■施設整備設計・工事																																					
備考	<p>★現地工事着手(条例第28条「対象事業着手届」提出)</p> <p>供用開始</p> <p>委員会等の事前調整</p> <p>調査計画案の報告</p> <p>年度事後調査報告</p> <p>年度事後調査報告</p> <p>条例第30条第1項「事後調査報告書」提出(調査結果・保全措置状況)</p> <p>年度事後調査報告</p> <p>条例第30条第1項「事後調査報告書」提出(調査結果・保全措置状況)</p> <p>年度事後調査報告・総括報告・事後調査終了の判断</p> <p>条例第30条第1項「事後調査報告書」提出</p> <p>(調査結果・保全措置状況・総括とりまとめ)</p> <p>条例第30条第1項「事後調査報告書」提出</p>																																				